災 害 時 応 援 協 定 書

近年頻発する大災害の発生に際して、BCP（事業継承計画）が重要視されている。

できる限り途切れなく事業を再開することができるよう、法人同士の協定を結び、今後の大規模災害時の業務に関し、○○○○法人 居宅介護支援事業所 ○○○○（以下「○○○○」という。）及び○○○○法人 居宅介護支援事業所 ○○○○（以下「○○○○」という。）は、次のとおり災害時応援協定（以 下「協定」とい う。）を締結する。

（目 的）

第１条 この協定は、被災事業所の運営、協力が迅速かつ円滑に実施されるよう、必要な事項を定めるものとする。

（協定の内容）

第２条 この協定に基づく協定内容は、次のとおりとする。

(1) 災害応急復旧に必要な職員の派遣協力

(2) 食料、飲料水及びその他の生活必需品の提供

(3) 避難及び収容、事業運営等のための施設の提供

(4) 事業所機能維持に必要な場所、資機材及び物資の提供

(5) 人員欠員の場合の介護支援事業の代理執行

(6) その他被災状況によっては、事業所の借上げ、資材の共有等

（応援要請の手続き）

第３条 被災事業所の管理者は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を別紙（様式１）により要請するもの とする。

(1) 災害の状況

(2) 災害時業務の協力内容

(3) 協力の期間

(4) 協力の場所

(5) その他必要な事項

２ 前２項の規定による要請は、電話、FAX、LINE等（以下「 電話等」という。）により行い、後日速やかに 文書を提出するものとする。

（応援の実施）

第４条 前条第１項の規定により要請を受けた事業所の管理者は、被災事業所の管理者に対し、応援内容を電話等により 連絡し、直ちに応援を実施するものとする。

２ 前条第２項の規定により要請内容の伝達を受けた事業所の管理者は、同法人の代表者に対し、その旨を伝達するものとする。

（自主応援）

第５条 応援施設の長は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災事業所の管理者が第３条に規定する要請 を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要請を待たず、第２条の応援を実施することができるものとする。この場合には、同条の要請があったものとみなす。

（応援費用の負担区分）

第６条 応援に要した費用は、協定を結んでいる法人で折半するものとする。

（他の協定との関係）

第７条 この協定は、○○○○及び○○○○が独自に策定している「事業継続計画（ＢＣＰ）」等に基づき 締結している他の相互応援協定を排除するものではない。

（その他） 第８条 この協定の実施に関し必要な事項については、○○○○及び○○○○が協議して別に定めるものと する。

（適 用） 第９条 この協定は、令和○○年○○月○○日から適用する。 この協定の締結を証するため、協定書には○○○○及び○○○○の各施設長が記名、押印の上、本書２通 を作成し、各自１通を所持するものとする。

令和　 年 　月 　日

○○○○法人 居宅介護支援事業所 ○○○○　 （法人代表者）　　　　　　　　　　　 印

○○○○法人 居宅介護支援事業所 ○○○○　 （法人代表者）　　　　　　　　　　　 印